

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

鳥取県土地利用基本計画の変更
計量器の定期検査の実施
種畜証明書の交付

土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
保安林の指定の解除

土地収用法による土地の立入り
都市計画事業の認可(三件)

◇ 選 管 告 示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
指定団体の届出

◇ 公 告

危険物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百四十一号

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十九年三月三十一日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画(中農業地域、森林地域及び自然公園地域に係る部分)を次の図のとおり変更する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部土地対策課及び関係市町国土利用担当課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十九年五月二十二日から
昭和六十年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十九年五月二十二日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和五十九年五月二十三日	"	"	"
昭和五十九年五月二十四日	午前十時から 午後二時まで	"	境港市外江公民館
昭和五十九年五月二十五日	"	"	境港市渡公民館
昭和五十九年五月二十九日	"	"	境港市中浜公民館
昭和五十九年五月三十日	"	"	境港市余子公民館
昭和五十九年五月三十一日	"	"	境港市境中央公民館

鳥取県告示第三百四十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種番証明書 番 号	名前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
昭58 鳥取 第1号	糸 春	黒毛和種	57.10.5	智頭町第7糸	やえ25	6よし ひる3	1級	東伯郡赤橋町 鳥取県種畜場
昭58 鳥取 第2号	富士森	黒毛和種	57.10.20	田南町気高富士	やえ25		1級	"

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を昭和五十九年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十五号

関金町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業掘地区農地造成）に係る土改改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条

の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

動然線支持物変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

三朝町大字鎌田及び大字森地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年四月二十日から同年十二月三十一日まで

鳥取県告示第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第三・三・一号 湖山公園

三 事業施行期間

昭和五十九年四月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市湖山町北六丁目地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第五号 行徳緑地

三 事業施行期間

昭和五十九年四月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市行徳地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業第二・二・三十七号 皆生新田西公園

三 事業施行期間

昭和五十九年四月二十日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市皆生字中道西灘端地内
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称 関金町をよくする会	代表者の氏名 沢田 光男	会計責任者の氏名 加藤 登	主たる事務所の所在地 東伯郡関金町大字 関金宿一二九四一	届出年月日 昭和五十九年三月九日	備考 その他政治団体
----------------------	-----------------	------------------	------------------------------------	---------------------	---------------

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
日本共産党鳥取県西部地区委員会	代表者の氏名 宮内 影昭	宮内 影昭	竹内 利友	昭和五十九年三月二日	政党の支部
自由民主党鳥取市末恒支部	会計責任者の氏名 佐々木 求	田中 尚之	宮内 影昭	昭和五十九年三月七日	
自由民主党鳥取市成徳支部	代表者の氏名 奥山 善雄	奥山 善雄	麻木 茂		
自由民主党倉吉市成徳支部	代表者の氏名 河崎 隆雄	河崎 隆雄	岩城 正美		
自由民主党倉吉市成徳支部	代表者の氏名 倉吉市宮川町 二一七〇	倉吉市宮川町 二一七〇	倉吉市葵町七 二五	昭和五十九年三月十四日	

鳥田安夫中部弥生会	代表者の氏名	信本 房子	川口 綾子	"	"	"
"	会計責任者の氏名	角田 晃	小鈴 覚義	"	"	"
島田安夫西部後援会	"	米子市米原大沢一〇一七	米子市富士見町二二二	昭和五十九年三月三十一日	"	"
相沢英之米子市青英会	"	"	"	"	"	"
相沢英之西部青英会	"	米子市加茂町二一三	米子市加茂町二一九一	"	"	"
相沢英之中部青英会	"	倉吉市東巖城町一一二	倉吉市巖城二七二一	"	"	"
相沢英之米子市陽光会	"	"	"	"	"	"
相沢英之西部陽光会	"	米子市加茂町二一三	米子市加茂町二一九一	"	"	"
相沢英之中部陽光会	"	"	"	"	"	"
相沢英之倉吉市後援会	"	倉吉市東巖城町一一二	倉吉市巖城二七二一	"	"	"
相沢英之米子市後援会	"	"	"	"	"	"
相沢英之西部後援会	"	米子市加茂町二一三	米子市加茂町二一九一	"	"	"
相沢英之中部後援会	"	倉吉市東巖城町一一二	倉吉市巖城二七二一	昭和五十九年三月三十日	"	"
相沢英之西部後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市東巖城町一一二	倉吉市巖城二七二一	"	"	"
常田たかよし後援会	会計責任者の氏名	谷口 大和	三輪歌太郎	"	"	"
玉木久夫後援会	代表者の氏名	寺谷英太郎	石谷 貞彦	昭和五十九年三月二十九日	"	"
"	会計責任者の氏名	吉岡 元	平出美貴夫	"	"	"

常田たかよし後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市庖丁人町二	鳥取市西町二	"	"
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
躍動境港市を担う青年市民連合会	井田征二郎	森田 英雄	境港市元町一九二八	昭和五十九年三月一日	その他
よきたに寅之亮後援会	出井 武雄	坂口栄次郎	鳥取市栄町三〇九	昭和五十九年三月六日	"
関金町をよくする会	沢田 光男	三浦 敏	東伯郡関金町大字四	昭和五十九年三月九日	"
近藤愛明後援会	出垣 千孝	小田 一穂	日野郡日南町新屋一四七六	昭和五十九年三月二十二日	"
大田秀男後援会	山本 敏男	大村 富益	八頭郡八東町大字北山七三一	昭和五十九年三月二十六日	"
郷土の明日を開く東部自由懇話会	小田 大吉	岸本喜代治	鳥取市栄町一一〇	"	"
古井喜実を激励する会	野津 英顕	古井 朝昭	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

相沢英之鳥取市後援会	船越礼次郎	田中 英教	鳥取市永楽温泉町五〇五	昭和五十九年三月三十日	"
相沢英之米子市後援会	藤原 孝太	足立統一郎	米子市加茂町二一	"	"
相沢英之倉吉市後援会	広吉 卓蔵	山下 宗	倉吉市東巖城町一	"	"
相沢英之東部陽光会	花房 美恵	吉岡美根子	鳥取市永楽温泉町五〇五	"	"
相沢英之中部陽光会	吉田 信子	石賀 郁恵	倉吉市東巖城町一	"	"
相沢英之西部陽光会	伊塚 照子	松井美音子	米子市加茂町二一	"	"
相沢英之鳥取市陽光会	吉岡美根子	山本 信子	鳥取市永楽温泉町五〇五	"	"
相沢英之米子市陽光会	山内 惟恵	永見 玲子	米子市加茂町二一	"	"
相沢英之東部青光会	谷口 武	伊井野寿和	鳥取市永楽温泉町五〇五	"	"
相沢英之中部青光会	太田 勝	松田 清巳	倉吉市東巖城町一	"	"
相沢英之西部青光会	松田 一三	鶴田 武久	米子市加茂町二一	"	"
相沢英之鳥取市青光会	安部美喜男	谷口 博	鳥取市永楽温泉町五〇五	"	"
相沢英之米子市青光会	東 肇	津村 和也	米子市加茂町二一	"	"
しのだ伊三郎後援会	都田 照正	宅野 知三	米子市加茂町一	"	"
浜田長利後援会	早川 力	吉田 孝雄	境港市外江町一八	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体	ア 前年繰越額	591円
政治団体の名称 運動境港市を担う青年市民連合	イ 本年収入額	5,909円
報告年月日 昭和59年3月1日	(2) 支出総額	6,500円
(昭和59年2月3日解散)	2 収入・支出の内訳	
収入・支出の総額	(1) 収入の内訳	
1 収入総額 0円	個人の負担する党費又は会費(14人)	5,909円
2 支出総額 0円	合 計	5,909円
政治団体の名称 よきたに實之亮後援会	(2) 支出の内訳	
報告年月日 昭和59年3月6日	政治活動費	6,500円
(昭和59年3月3日解散)	組織活動費	6,500円
1 収入・支出の総額	合 計	6,500円
(1) 収入総額 6,500円	政治団体の名称 関金町をよくする会	

<p>報告年月日 昭和59年3月9日</p> <p>(昭和56年5月1日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 近藤愛明後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月22日</p> <p>(昭和59年3月10日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 太田秀男後援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>(昭和59年3月24日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 6,867円</p> <p>ア 前年繰越額 6,867円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 6,867円</p> <p>2 支出の内訳</p>	<p>政治活動費</p> <p>組織活動費 6,867円</p> <p>合 計 6,867円</p> <p>政治団体の名称 郷土の明日を開く 東部自由懇話会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>(昭和59年3月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 古井誓実を激励す る会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月26日</p> <p>(昭和59年3月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 相沢英之鳥取市後 援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月30日</p>	<p>(昭和59年2月29日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 159,707円</p> <p>ア 前年繰越額 159,707円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 159,707円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>寄附・交付金 159,707円</p> <p>合 計 159,707円</p> <p>政治団体の名称 相沢英之米子市後 援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月30日</p> <p>(昭和59年2月29日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 84,463円</p> <p>ア 前年繰越額 84,463円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 84,463円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>寄附・交付金 84,463円</p>	<p>合 計 84,463円</p> <p>政治団体の名称 相沢英之倉吉市後 援会</p> <p>報告年月日 昭和59年3月30日</p> <p>(昭和59年2月29日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 48,516円</p> <p>ア 前年繰越額 48,516円</p>
--	--	--	--

1 本年収入額	0円	報告年月日 昭和59年3月30日	寄附・交付金	96,265円	ア 前年繰越額	84,517円
(2) 支出総額	48,516円	(昭和59年2月29日解散)	合 計	96,265円	1 本年収入額	0円
2 支出の内訳			政治団体の名称	相沢英之米子市陽光会	(2) 支出総額	84,517円
政治活動費			1 収入・支出の総額	78,038円	政治活動費	
寄附・交付金	48,516円		ア 前年繰越額	78,038円	寄附・交付金	84,517円
合 計	48,516円		1 本年収入額	0円	合 計	84,517円
			(昭和59年2月29日解散)			
政治団体の名称	相沢英之中部陽光会	報告年月日 昭和59年3月30日	2 支出の内訳	78,038円	政治団体の名称	相沢英之中部青光会
報告年月日	昭和59年3月30日	(昭和59年2月29日解散)	合 計	25,879円	報告年月日	昭和59年3月30日
1 収入・支出の総額			(2) 支出総額	78,038円	(昭和59年2月29日解散)	
(1) 収入総額	128,054円	政治団体の名称	1 収入・支出の総額	78,038円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	128,054円	相沢英之鳥取市陽光会	2 支出の内訳		(1) 収入総額	52,872円
1 本年収入額	0円	報告年月日 昭和59年3月30日	政治活動費	78,038円	ア 前年繰越額	52,872円
(2) 支出総額	128,054円	(昭和59年2月29日解散)	合 計	78,038円	1 本年収入額	0円
2 支出の内訳			政治団体の名称	相沢英之東部青光会	(2) 支出総額	52,872円
政治活動費			1 収入・支出の総額	96,265円	2 支出の内訳	
寄附・交付金	128,054円	ア 前年繰越額	政治団体の名称	相沢英之東部青光会	政治活動費	
合 計	128,054円	1 本年収入額	報告年月日 昭和59年3月30日	報告年月日 昭和59年2月29日解散)	寄附・交付金	52,872円
		(2) 支出総額	1 収入・支出の総額	(昭和59年2月29日解散)	合 計	52,872円
政治団体の名称	相沢英之西部陽光会	2 支出の内訳	(1) 収入総額	84,517円		
		政治活動費	2 支出の内訳			

政治団体の名称 **相沢英之西部青英会**

報告年月日 昭和59年3月30日

(昭和59年2月29日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 52,175円

ア 前年繰越額 52,175円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 52,175円

2 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 52,175円

合 計 52,175円

政治団体の名称 **相沢英之鳥取市青英会**

報告年月日 昭和59年3月30日

(昭和59年2月29日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 15,210円

ア 前年繰越額 15,210円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 15,210円

2 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 15,210円

合 計 15,210円

政治団体の名称 **相沢英之米子市青英会**

報告年月日 昭和59年3月30日

(昭和59年2月29日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 30,096円

ア 前年繰越額 30,096円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 30,096円

2 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 30,096円

合 計 30,096円

政治団体の名称 **しのだ伊三郎後援会**

報告年月日 昭和59年3月30日

(昭和59年3月28日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 16,063円

ア 前年繰越額 16,063円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 16,063円

2 支出の内訳

経常経費

人件費 10,000円

備品・消耗品費 6,063円

合 計 16,063円

政治団体の名称 **浜田長利後援会**

報告年月日 昭和59年3月30日

(昭和58年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 42,280円

ア 前年繰越額 42,280円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 42,280円

2 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 42,280円

合 計 42,280円

農取真善管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十日

農取真善管理委員会委員長 前 田 忠 雄

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種第4類危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課